

第2次 長久手市地域福祉計画 長久手市地域福祉活動計画



2019年3月
長久手市
社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会

第2次長久手市地域福祉計画

1 地域福祉とは？

暮らしのなかで感じる悩みごとや困りごとは様々で、本人の力だけでは解決できないことも多くあります。

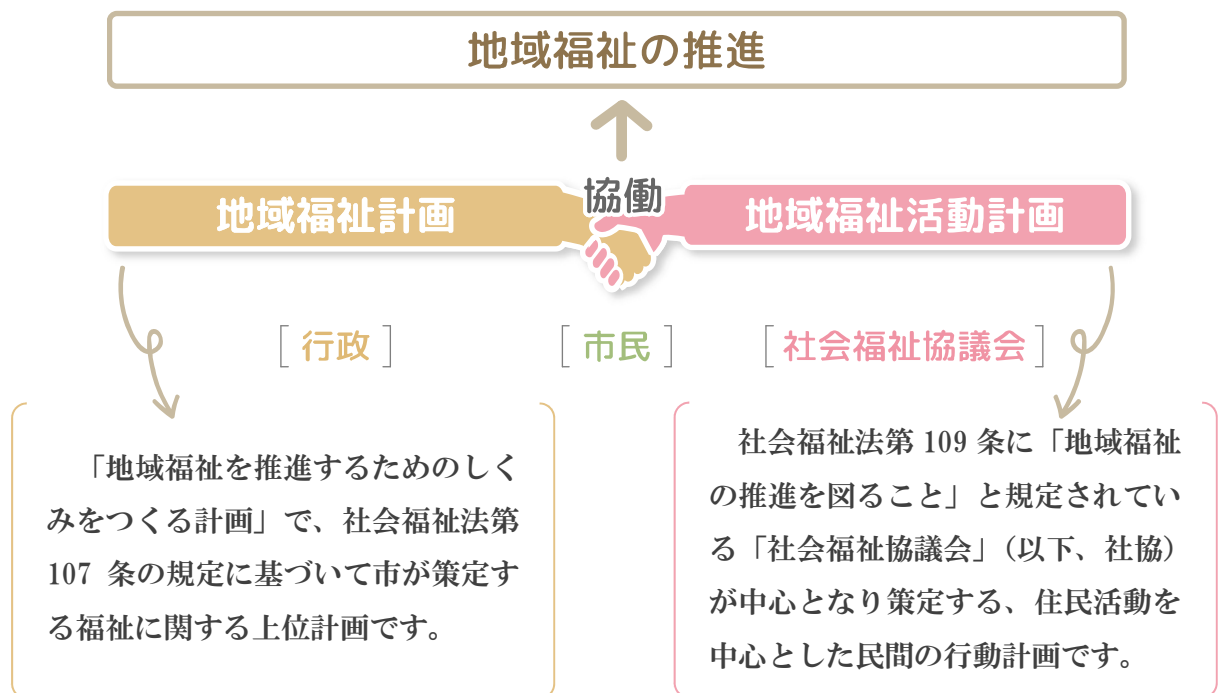
こうした様々な課題に対して、市民・団体・事業者・行政などが協働して解決に取り組み、助け合いながら、住み慣れた地域において誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていこうとする取組のことをいいます。



あいさつ、ごみ拾いや
ちょっとしたお手伝いも
“地域福祉”なんだね！



2 計画の位置づけ



計画の期間は、2019年度から2023年度までの5か年です。

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
第2次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画				

3 基本理念

「気づき、つながり、届き、支え合う、
たつせがあるまち ながくて」

〔 5つの基本目標 〕

気 づ き

お互いに見守り、何かあったときに気づいてもらえるまちを目指します。

つ な が り

問題の解決に向けて、ともに協力し合えるまちを目指します。

届 き

権利やサービスの情報などの支援が必要な人に届くまちを目指します。

支 え 合 う

市民・団体・事業者・行政など、みんなが協働してお互いに支え合えるまちを目指します。

たつせがある

誰もが地域の中でそれぞれに役割と居場所がある「たつせがある」まちを目指します。

※たつせがある：誰もが地域で役割を担い、生きがいを持って自分らしく過ごすことができる、市の目指すまちづくりの方向を表した言葉として、長久手市が使用している言葉です。

4 地域共生社会の実現をめざして

「地域共生社会」とは、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことです。

「地域共生社会」の実現に向けて、市民・団体・事業者・行政などが協働しながら、各分野にまたがる課題の解決に向けて協働して進めていく必要があります。

〔 優先的に取り組む課題 〕

- ・誰もがつながる環境づくり
- ・農と地域福祉の連携
- ・災害等における自力での避難が困難と思われる人への支援
- ・包括的な相談支援体制の仕組みづくり
- ・交通弱者への支援
- ・人財との協働

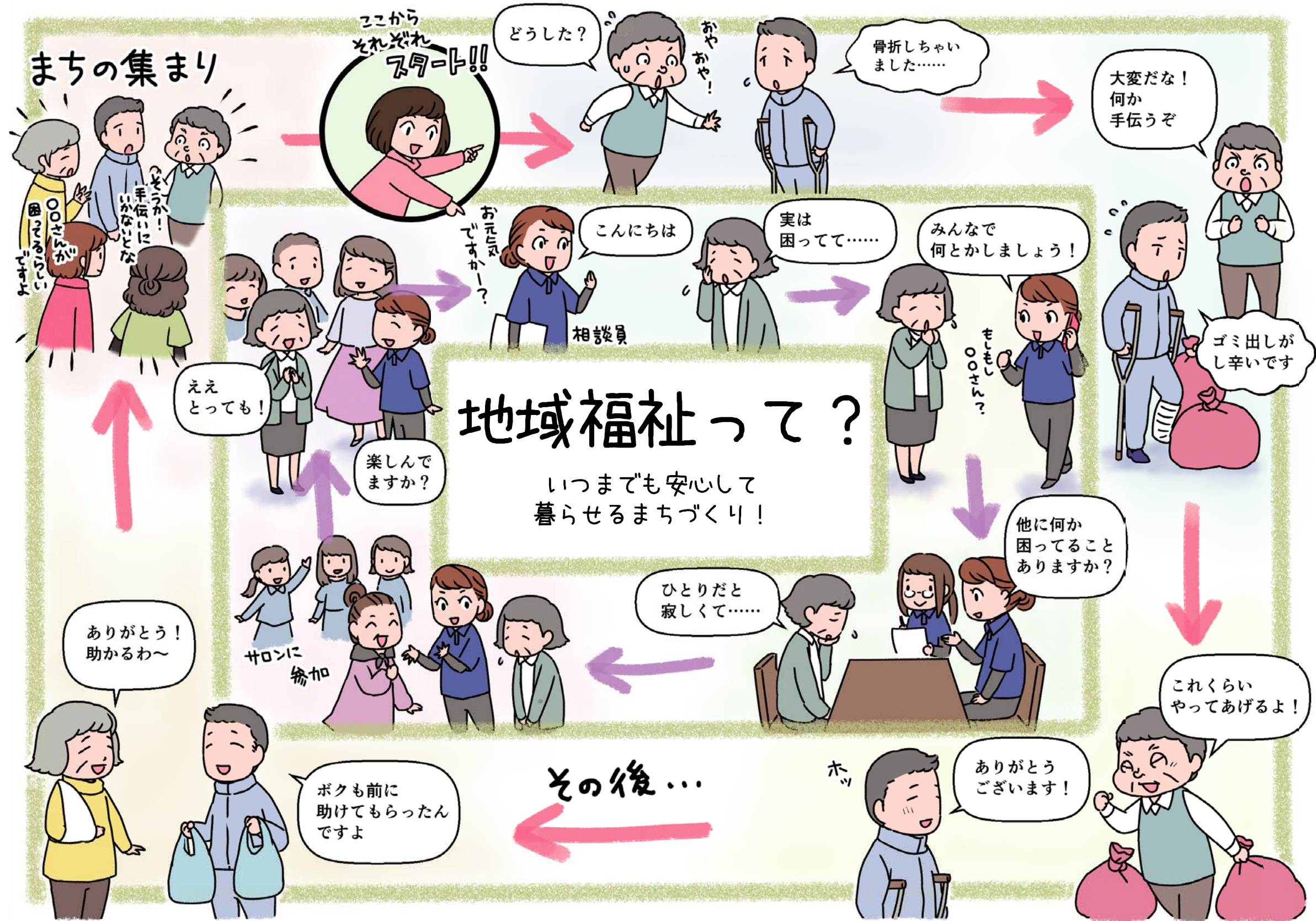


気づき

- ・見守り、声をかけあえる
- ・困りごと、悩みごとに気づける

たっせがある

- ・一人ひとりが考え、成長する
- ・みんなに役割と居場所がある
- ・人づくりからはじまる



つながり

- ・地域でつながる
- ・いつでも相談できる
- ・顔の見えるネットワーク

届け

- ・困っている人を支えられる
- ・住み慣れた地域で暮らせる

支え合う

- ・気軽に「困った」と言える
- ・お互いさまの地域づくり

第2次長久手市地域福祉活動計画

基本的な考え方（行動指針）

誰もが安心して暮らせる地域づくりには、誰かがやるのではなく、みんなが役割をもって一緒に活動することが重要です。社協は、「**ともに進む**」という考え方を行動指針と定めて、活動を推進していきます。



福祉って、どういう意味なの？

福祉は「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせと言われているのでござる。
お年寄りや障がいのある人だけではなく、みんなの幸せのことござる。
自分だけでなく他の人の困りごとを解決することござる。



ぼくは、困っていることがないから関係ないね。

誰もがいつどんな困りごとを抱えるかわからないでござる。困った時に助けてもらうには、キミも助けるなど、助け合える関係を作ることが大事でござる。



社協職員は全員が地域福祉の推進役！

社協は、市民のみなさんと「ともに進む」ために、福祉の推進役として次の4つの視点を大事にして活動します。

① お互いさま

いち早く困りごとを抱えた人に気づくことができるのは、地域の身近な人たちです。困りごとのある人、ない人も今後も安心して本市で暮らしていくためには、互いが助け合う気持ち＝「お互いさま」が必要です。「お互いさま」を育み、「お互いさま」で支え合える「ひと」「地域」づくりに取り組みます。

② 想像と創造

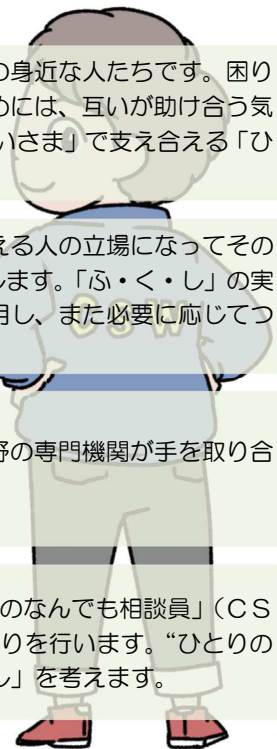
だれもが地域で安心して暮らし続けられるよう、困りごとを抱える人の立場になってその人の生活や思いを「想像」し、みんなで支え合える地域を目指します。「ふ・く・し」の実現のため、様々な困りごとに対して、今ある仕組みを十分に活用し、また必要に応じてつくり変え、必要なものがあれば新たに「創造」していきます。

③ 連携

地域の身近な人たちが気づいた困りごとを、市民とあらゆる分野の専門機関が手を取り合い、解決していきます。

④ “社協”職員（CSW）としての自覚と誇り

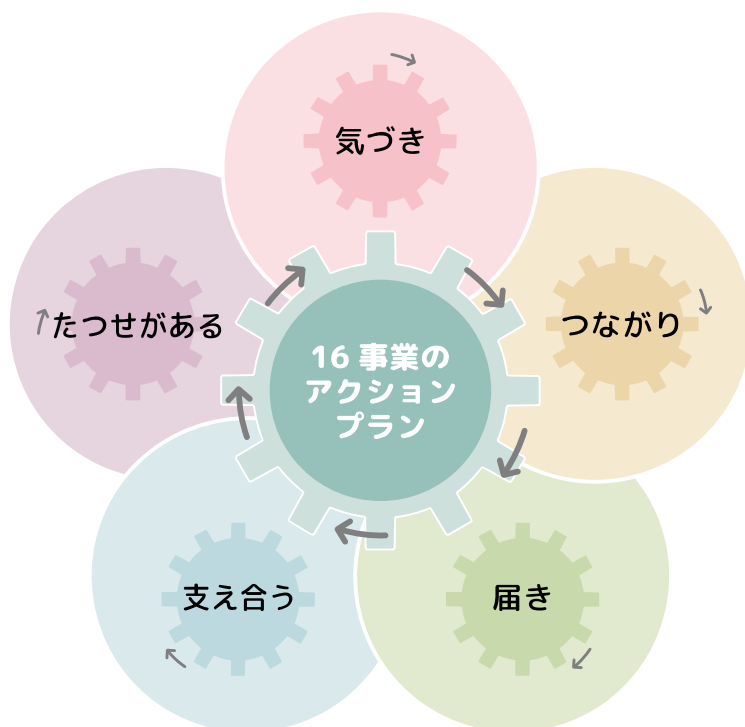
私たち社協職員は、全員が「ふ・く・し」の実現を担う「ふくしのなんでも相談員」（CSW）という自覚と誇りを持ち、個別支援や地域支援、仕組みづくりを行います。“ひとりの困りごと”は“みんなの困りごと”とし、みんなで「ふ・く・し」を考えます。



※CSW（コミュニティソーシャルワーカー）：市民からの様々な相談に対応する「地域の福祉のなんでも相談員」です。また、不安や悩みなどがある人を早期に発見・対応できる地域を皆さんとつくる福祉の専門職です。

地域福祉活動計画のすすめ方

5つの基本目標の達成＝地域福祉の推進



地域共生社会
の実現

＝

ともに進む

支え合うことで「ともに進む」まち



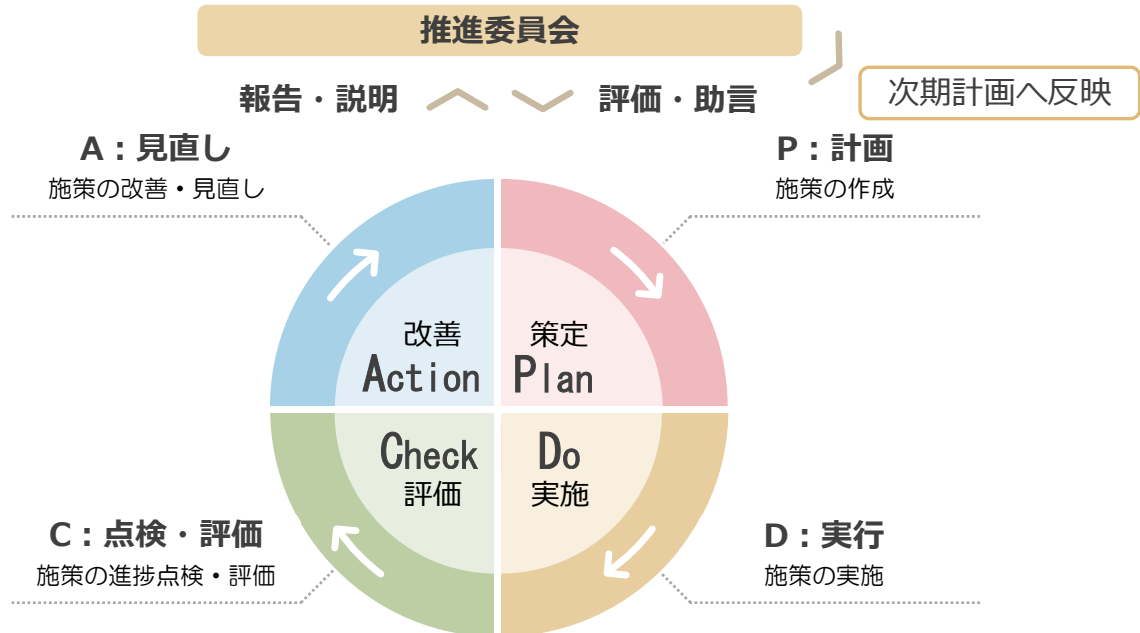
アクションプランなどの詳しい取り組み内容は「第2次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の本編にのっているよ。



ふえもん
長久手市社会福祉協議会
イメージキャラクター

計画の推進

計画の推進にあたっては、有識者や関係機関・団体、市民などから構成された計画推進委員会により進捗状況の管理・評価を行います。なお、具体的取組については、PDCAサイクルに基づき、取組状況の評価・分析を行い、見直しを行いながら効果的な計画となるように努めていきます。



【 優先的に取り組む課題のすすめ方 】

計画期間に、それぞれの課題をどのようにしていくか、市民をはじめとした関係者が集まり、検討・協働していきます。



第2次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画（概要版）

発行年月：2019年3月

発行・編集：長久手市 福祉部 福祉施策課

〒480-1196 愛知県長久手市岩作城内 60 番地 1

T E L : 0561-63-1111 F A X : 0561-63-2100

社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会 地域福祉係

〒480-1102 愛知県長久手市前熊下田 171 (福祉の家の内)

T E L : 0561-62-4700 F A X : 0561-64-3838